

天 神 地 下 街

浸水時避難確保・浸水防止計画

2023年 4月



福岡地下街開発株式会社

はじめに

この浸水時避難計画書は、水防法の改正(平成17年7月施行)により、浸水想定区域(福岡県「福岡都市圏浸水想定区域図」平成16年10月公表)内に位置する当地下街が、福岡市地域防災計画の改訂(平成18年7月)において「天神地区地下街の名称及び所在」が規定されたことに伴い、作成が義務付けられ、「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」(国土交通省)を参考に、地域防災計画を所管している市民局防災・危機管理課と協議を重ねて作成したものである。

その後、水防法の一部改正(平成25年6月)に伴う内容の変更及び薬院新川における設定水位の変更(平成29年6月 河計第14号)による見直しは行っているが、今後も、法改正や浸水想定の変更等には、適宜対応していく必要がある。

目 次

第 1 章 総 則		
第 1 節 目的及び対象範囲	……………	1
第 2 節 施設及び設備	……………	1
第 3 節 災害想定	……………	3
第 4 節 那珂川水系の堤防高 ・水位状況	……………	4
第 2 章 水防体制及び避難誘導		
第 1 節 水防体制	……………	6
第 2 節 情報収集	……………	7
第 3 節 情報伝達	……………	8
第 4 節 水害対策活動	……………	9
第 5 節 避難誘導	……………	11
第 3 章 避難安全対策施設整備		
第 1 節 施設の現状及び対策	……………	15
第 2 節 浸水防止施設整備	……………	16
第 4 章 防災教育及び訓練計画等		
第 1 節 防災教育計画	……………	25
第 2 節 防災訓練計画	……………	25
第 3 節 避難計画の公表	……………	26

第1章 総 則

第1節 目的及び対象範囲

第1 目的

この計画は、水防法第15条第3項及び福岡市地域防災計画(風水害対策編)第2章第1節第6に定められた「地下空間浸水対策」における水防体制について明記するとともに地下街利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

第2 計画の対象範囲

天神地下街に属する地下空間及び地上施設の範囲とする。

第2節 施設及び設備

第1 天神地下街の概要

天神地下街の概要は、次のとおり。

項 目	内 容
施設所在地	福岡市中央区天神2丁目地下1・2・3号
施設	・延長：南北方向590m ・幅員：東西方向 43m(新設46m) ・B1F：公共地下歩道, 店舗, 諸室 ・B2F：地下駐車場, 機械室 ・B3F：機械室
面積	・延べ面積 約53,300㎡(内店舗面積 約11,400㎡)
店舗数	・148店舗 ・物販：125店舗 ・飲食：13店舗 ・その他：10店舗
駐車場台数	・409台 ・北駐車場：127台 ・南駐車場：282台
シャッター開閉	・5:30開門, 00:30閉門
営業時間	・店舗：10:00～20:00(飲食:21:00まで) ・駐車場：6:30～24:00 ※一部異なる店舗あり
休業日	・1月1日 2月及び8月の火曜日(原則第3火曜日)

第2 施設

天神地下街の施設概要は、次のとおり。

項 目	内 容
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構 造 : 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) ・ 用 途 : 店舗, 駐車場, 通路, 他
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上出入口階段 : 28箇所 ・ エスカレーター : 4箇所 ・ エレベーター : 2箇所 ・ 防災センター : 1箇所 ・ インフォメーション : 1箇所

第3 設備

天神地下街の設備概要は次のとおり。

項 目	内 容
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受電方式 : 22KVスポットネットワーク ・ 変圧器容量 : 3,000KVA×3バンク
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用発電機 : 2,000KVA(ガスタービン) ・ 蓄電池設備 : 700Ah, 500Ah, 100Ah 各1台
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調方式 : ダクト・ファンコイル併用方式 ・ 熱源方式 : 地域熱供給より冷温水受入
給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水 : 受水槽, 加圧給水方式 ・ 雑用水 : 受水槽, 加圧給水方式 ・ 排水設備 : 分流方式
警報・避難設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯 ③ 非常放送設備
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 消火器 ② スプリンクラー設備 ③ 閉鎖型噴霧消火設備 ④ ハロゲン化物消火設備 ⑤ 屋内消火栓設備 ⑥ 不活性ガス消火設備(窒素)
消火活動上必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 排煙設備 ② 非常コンセント設備 ③ 連結送水管 ④ 無線通信補助設備
緊急連絡システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声レンタルサーバー
救急救護資材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動体外式除細動器(AED)

第3節 災害想定

災害の想定は、次のとおりとする。

高潮の発生又は河川(那珂川又は薬院新川)の水位が上昇し、氾濫若しくは氾濫の危険性の高まり等の理由により、当地下街利用者が避難の必要がある場合とする。

※ 天神地下街の地上出入口等の浸水想定

1 高潮発生の場合

天神地区全域において1mから5mの高潮が想定されており、地下街は水没する可能性がある。

2 河川氾濫の場合

当地下街地上施設の東-5及び西-6階段から南側の出入口等で、0.12m～1.12mの浸水が想定されている。(福岡県公表「福岡都市圏浸水想定区域図」)

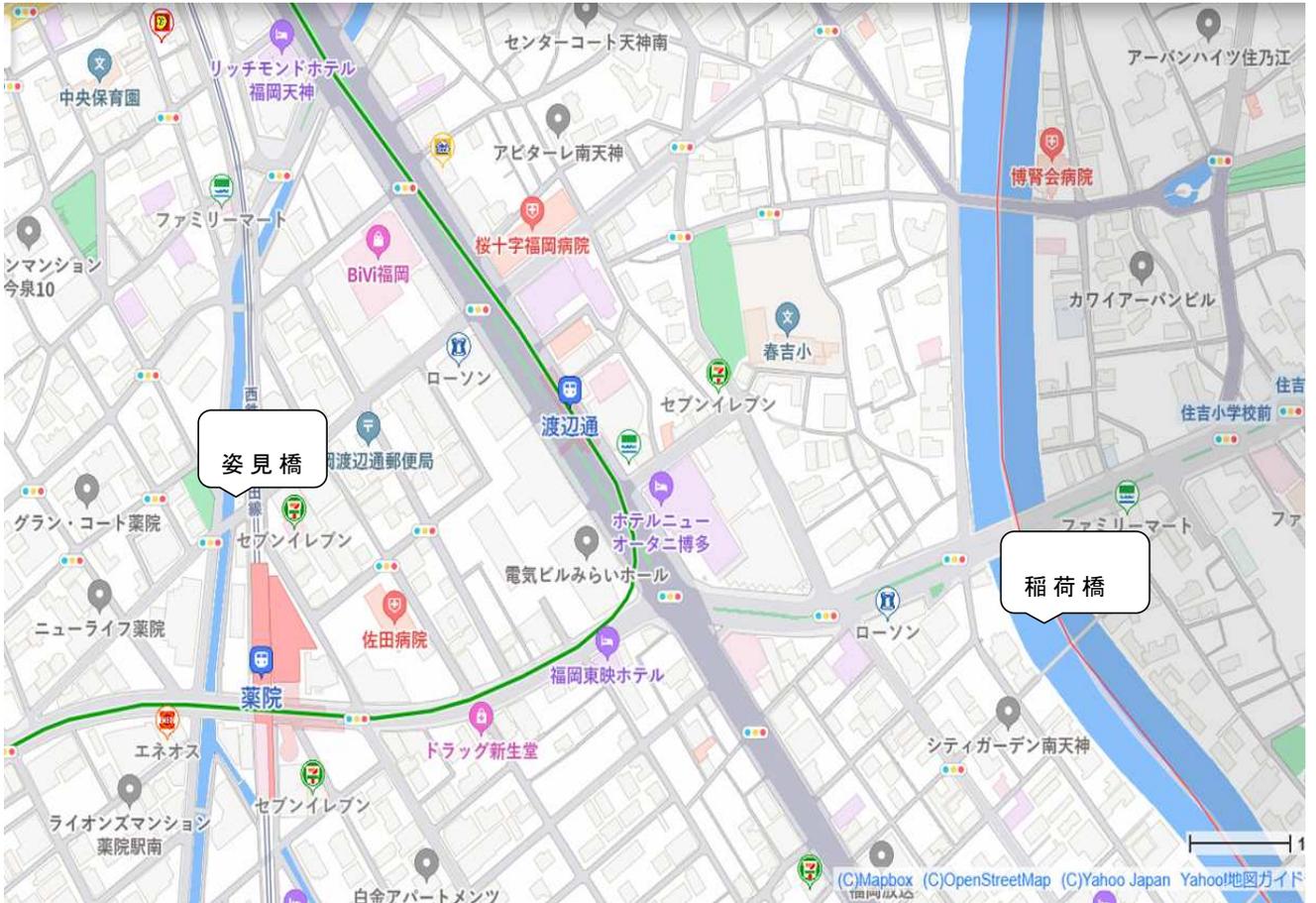
第 4 節 那珂川水系の堤防高・水位状況

福岡市地域防災計画で定める那珂川水系の各水位観測点における堤防高及び水位

状況は、次のとおりである。

那 珂 川		薬 院 新 川	水 位
下 日 佐 橋	稲 荷 橋	姿 見 橋	
堤 防 (天 端) 高			
6. 76	未公表	2. 01	はん濫開始
(1. 21)	—	(0. 13)	(上位との差)
5. 55	2. 93	1. 88	はん濫危険水位
(0. 26)	(0. 21)	(0. 23)	(上位との差)
5. 29	2. 72	1. 65	避難判断水位
(1. 00)	(0. 82)	(0. 15)	(上位との差)
4. 29	1. 90	1. 50	はん濫注意水位

河川水位計測値



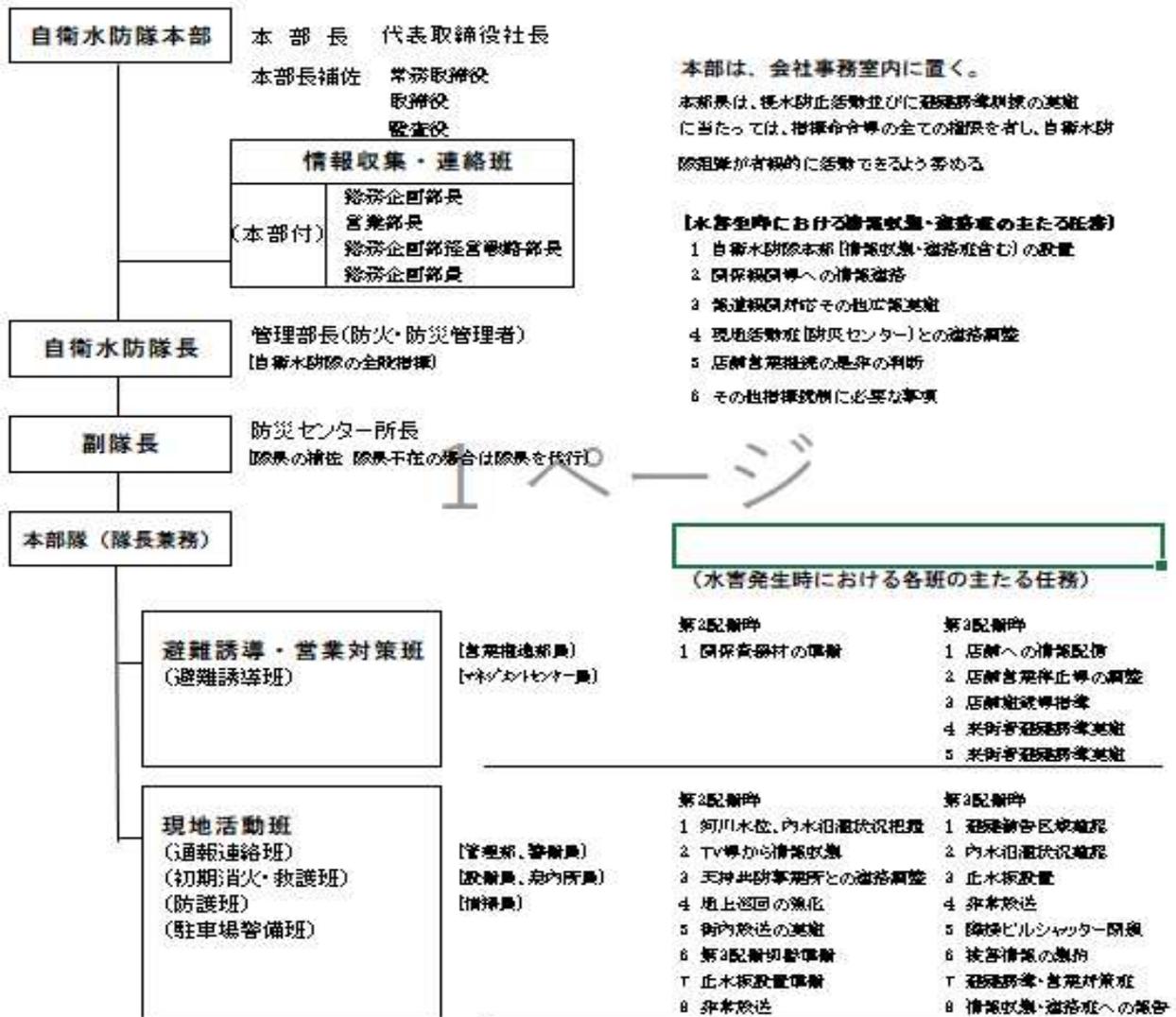
第2章 水防体制及び避難誘導

第1節 水防体制

第1 自衛水防組織の設置

浸水避難対応のための水防体制は、防火・防災管理に係る消防計画第1編第37条に定める自衛消防組織を準用することとし、次のとおりとする。

【浸水時 自衛水防組織編成表】



()は防火・防災管理に係る消防計画時における自衛消防組織時の役割

第 2 節 情報収集

情報の収集は、次のとおりとする。

第 1 浸水危険性の把握

次の方法により、随時、気象情報及び那珂川の稲荷橋並びに薬院新川の姿見橋の水位又は避難指示等の各種情報を把握する。

- 1 インターネットにより、各種情報を収集する。
- 2 FAXにより、福岡市が発表する情報を収集する。
- 3 電話により、各種情報を収集する。
- 4 テレビ、スマートホン等により、各種情報を収集する。

第 2 地下街の状況把握

次の方法により、随時、街内の状況を把握する。

- 1 ITV監視カメラにより、街内の状況を把握する。
- 2 有線、無線連絡により、街内の状況を把握する。

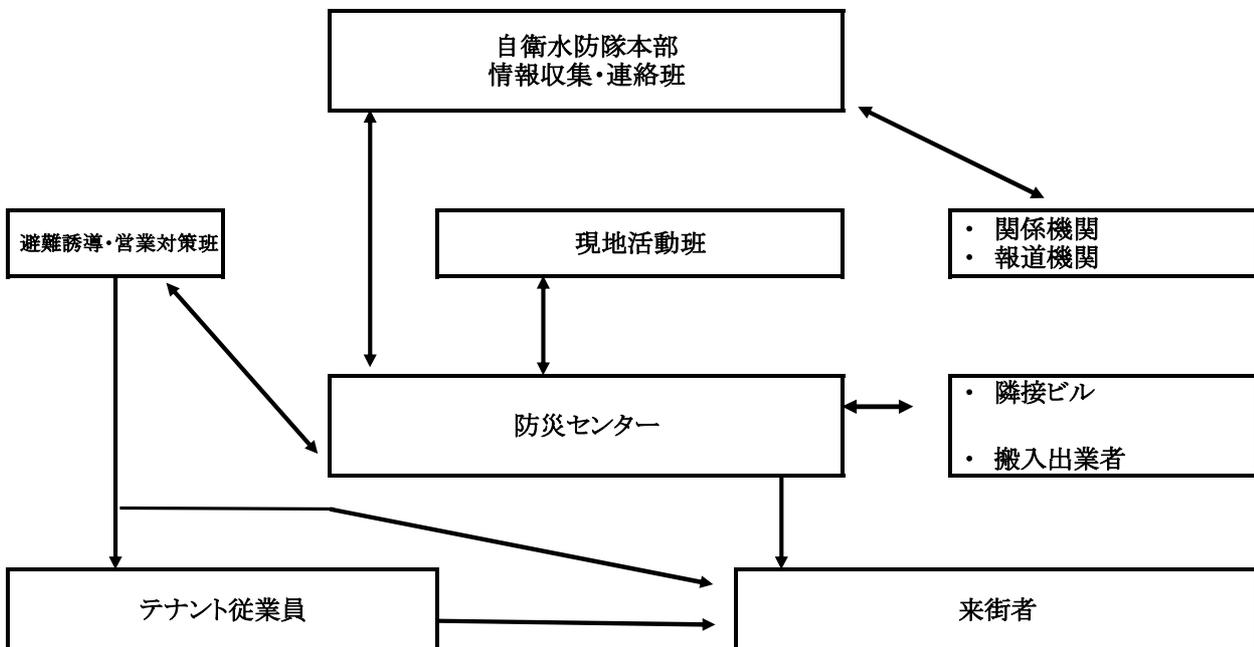
第3節 情報伝達

情報の伝達先は、次のとおり。

防災センター等が行う情報伝達一覧

項目	伝達先	伝達方法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨量, 水位情報 ○ 活動状況全般 ○ 交通情報 ○ 避難情報 	自衛水防隊本部 避難誘導・営業対策班 現地活動班 テナント従業員	電話 電子メール 音声レンタルサーバー 非常放送
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報 ○ 止水板設置情報 	隣接ビル・搬入出業者	インターホン、電話
<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報 ○ 避難警告 	来街者	非常放送
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・協力要請 ○ 被害等報告連絡 ○ その他 	関係機関 <ul style="list-style-type: none"> 警察 消防 市役所 区役所 	電話

【情報伝達フロー】



第4節 水害対策活動

第1 配備及び態勢

水害対策活動に対する配備及び態勢は、被害危険度により次の三段階とする。

水 害 対 策 配 備 ・ 態 勢			
配 備	態 勢	発 令 内 容	配 備 要 員
第 1	注 意	福岡管区气象台から福岡地方に「大雨警報」, 「洪水警報」,「波浪警報」又は「高潮警報」の いずれかが発令された場合	(委託員) ・防災センター員 (以下「センター担当員」という。) ・警備員 ・設備員 ・駐車場警備員
第 2	警 戒	次のいずれかに該当する場合 ・那珂川の稻荷橋又は薬院新川の姿見橋 の水位が、「はん濫注意水位」を越えた場合 ・天神地区に「高齢者等避難」情報が発表された 場合	上記にプラスして ・管理部長 ・防災センター所長 ・マネジメントセンター長 ・委託責任者
第 3	非 常	次のいずれかに該当する場合 ・那珂川の稻荷橋又は薬院新川の姿見橋 の水位が「避難判断水位」を越えた場合 ・天神地区に「避難指示」が発令された場合	上記にプラスして ・会社関係者全員 ※ 出社できない場合は、その旨 防災メールに返信すること

第2 活動内容

各配備及び態勢における活動内容は、次のとおりとする。

活 動 内 容		
配 備 態 勢	対 応	備 考
第 一 ・ 注 意	① 防災センター員が中心となり、気象情報、潮位情報、那珂川・稲荷橋及び薬院新川・姿見橋の水位情報を収集する。 ② 東・西12c, 南駐車場入車口・出車口の監視カメラで降雨状況等を随時情報収集する。 ③ 巡回警備員・駐車場警備員は、水防資機材点検を行う。 ④ 警戒配備表・発令基準により、第2配備召集を行う。 ⑤ 召集方法は、電子メールとする。	センター担当員は、警報発表、態勢発令を防災センター所長に随時報告する。 ※ 高潮警報時は都度管理部長又は防災センター所長の指示に従う。
第 二 ・ 警 戒	① 管理部長、防災センター所長及びセンター担当員は、気象情報、那珂川・稲荷橋及び薬院新川・新川橋、姿見橋の水位情報並びに交通情報等を収集する。 ② 周辺の内水はん濫状況を把握する。 ③ 福岡市災害対策本部からの情報収集を行う。 ④ 天神共防事業所との情報連絡を行う。 ⑤ 巡回警備員・駐車場警備員による街内、地上の巡回警備を強化する。 ⑥ 気象情報、交通情報等の街内放送を行う。 ⑦ 河川はん濫危険情報及び避難警報等の放送を行う。 ⑧ 警戒配備表・発令基準により、第3配備召集を行う。 ⑨ 召集方法は、電話・電子メール・レンタルサーバーとする。 ⑩ 状況により、止水板の設置を行う。 (入・出車口, 南側優先)	※ 高潮警報時は都度管理部長又は防災センター所長の指示に従う。
第 三 ・ 非 常	【警戒】 ① 福岡市災害対策本部の避難指示区域を確認する。 ② 止水板設置基準により止水板の設置を行う。 【避難誘導】 ③ 来街者・テナント従業員に対し、非常放送による避難誘導を行う。 【情報連絡】 ④ 営業に関する情報をレンタルサーバーに入力し、店舗責任者への周知・徹底を図る。 ⑤ 河川はん濫発生情報の街内放送を行う。 【対策】 ⑥ 被害状況を調査し、必要に応じて応急復旧作業を行う。 ⑦ 福岡市災害対策本部へ避難誘導の実施及び活動状況報告を行う。	【止水板設置基準】 次のいずれかに該当するとき。 ① 天神地区に「避難指示」が発令されたとき。 ② 那珂川の稲荷橋又は薬院新川の姿見橋の水位が「はん濫危険水位」を越えたとき ③ 「内水はん濫」による浸水の危険が生じたとき ④ 高潮被害が想定されるとき

第5節 避難誘導

※ 高潮警報時についても原則以下のとおりとするが、必要に応じて管理部長又は防災センター所長の指示に従う。

第1 避難の原則(高潮対策は別途検討)

周辺道路が冠水し、出入り口や接続地下歩道等から多量の湧・雨水の流入が予測されるとき、又は、流入したときには来街者の避難誘導を最優先する。

当地下街地上部の安全な区域は、天神交差点付近であり、東4及び西5から北側の階段から屋外へ避難誘導を行う。

第2 避難誘導の時期

福岡市災害対策本部から「避難指示」が発せられたとき、那珂川の稻荷橋又は薬院新川の姿見橋の水位が「はん濫危険水位」を越えたとき。

なお、来街者及びテナント従業員に対し街内非常放送により避難の連絡(指示)を行う。

また、避難の連絡(指示)に際しては、隣接事業所等との連携を密にして実施する。

第3 避難誘導時の行動

担当	内容	行動内容
現地活動班 (社員・委託警備責任者等)		① 非常放送により避難の呼びかけを行う。 ② エレベーター及びエスカレーターが使用できないことの注意喚起を行う。 ③ 被害状況の収集・連絡を行う。
避難誘導・営業対策班 (社員・マネジメントセンター長等)		① エレベーター、エスカレーター前に担当者を配置する。 ② テナント従業員に来街者の避難誘導を促す。 ③ 現地誘導の指揮をとる。
避難誘導・営業対策班 (テナント従業員)		① 担当者は、火元閉鎖を行う。 ② 担当者は、レジ管理を行う。 ③ 社員等避難誘導班と協力し、来街者を避難誘導する。 ④ 来街者の避難誘導終了後、店舗責任者と連絡をとり、避難を行う。

第4 避難誘導先

避難誘導・営業対策班は、下表により避難・誘導を行う。

内 容 場 所	誘 導 先	注 意 事 項
地下1階	東3a階段・西3a階段より 北側の階段経由で地上	① 止水板が設置された階段には 導しない。 ② エレベーターには誘導しない。 ③ エスカレーターには誘導しない。 ④ 地下2階へ行かないよう注意する。
地下2階	東3a階段・西3a階段より 北の連絡(B2F～B1F) 階段及び上記階段経由 で地上	① 東3a階段・西3a階段より南側へは誘 導しない。 ② エレベーターには誘導しない。
地下3階 (関係者以外 立入禁止区域)	西5連絡階段(B3F～ B2F)及び上記階段経由 で地上	① 西6連絡階段へは誘導しない。 ② エレベーターには誘導しない。

第5 誘導方法及び留意事項

- 社員、委託警備責任者等、マネジメントセンター長等及びテナント従業員は、来街者の避難誘導を最優先で行う。
- 街内主要広場等に立ち、避難方向を示し直接誘導を行う。
- エレベーター・エスカレーターには必ず専任を配置し、利用者などが近づかないよう注意する。
- できる限り状況を説明し、パニックが発生しないように努める。
- 災害時要援護者を発見した場合は、直接援護又は周囲の委託警備員、マネジメントセンター員若しくはテナント従業員の協力を得て援護を行う。

第6 来街者・テナント従業員に対する街内放送及び現地案内の内容

1 街内(非常)放送

(1) 避難準備情報時の街内(非常)放送(文例)

内	容
①	現在のところ、大雨の影響による公共交通機関の運休や都市高速道路等の通行止めの情報はありません。 引き続き、今後の交通情報等にご注意下さい。
②	〇〇時から、地下鉄〇〇線・西鉄〇〇線・〇〇バス、JR〇〇線が運休し、 〇〇高速道路が通行止めとなる見込みです。 なお、地下駐車場への入車・出車にもご注意下さい。 (適宜、状況に応じて交通情報を放送する。)

(2) 避難指示発令時の街内(非常)放送

内	容
①	お客様に緊急のお知らせです。〇時〇分、河川水位上昇により天神地区に 避難指示が発令されました。 このため天神地下街は、浸水防止のため階段及び駐車場出入口に止水板を設置 します。お客様は、速やかに地上部へ避難してください。
②	避難は、係員の指示に従い、3番街インフォメーション広場北側の 東西2番階段又は東西1番階段をご利用ください。 エレベーター・エスカレーターは停止します。 止水板を設置した階段は利用できません。 ～繰り返し～

2 現地誘導(案内)

避難誘導時の声掛けは、次の内容を参考とする。

内	容
①	只今から浸水に備えて、階段に止水板を設置します。 お役様は、速やかに地上部への避難をお願いします。
②	エレベーター・エスカレーターは、利用できません。
③	止水板は、地下鉄天神南駅側から北に向かって設置します。 止水板が設置された避難は利用できません。
④	3番街インフォメーション広場より北側の階段をご利用ください。 テナントスタッフは、お役様の誘導をお願いします。

第7 止水板の設置

止水板を設置する基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 1 天神地区に避難指示が発令されたとき。
- 2 那珂川の稻荷橋、葉院新川の姿見橋の水位が「氾濫危険水位」を越えたとき。
- 3 内水氾濫による浸水の危険が生じたとき。
- 4 高潮被害が想定される時。

第3章 避難安全対策施設整備

第1節 施設の現状及び対策

第1 浸水防止について

1 現 状

当地下街の現状は、福岡県公表の「福岡都市圏浸水想定区域図」に示す浸水水位（TP3.73m）に対応する止水板の整備を図るとともに、避難計画書を作成している。

2 対 策

地下連絡通路で接続する隣接ビル等との浸水防止に関する連携をとる必要がある。

第2 情報収集について

1 現 状

(1) FAXで市民局防災課（災害対策本部）から市災害対策本部設置・廃止情報、避難準備情報、避難指示情報等が収集できる。

(2) インターネットで那珂川・稻荷橋の水位情報、気象情報が収集できる。

(3) 防災センター内のモニターで地上部状況の情報が収集できる。

第3 避難行動について

1 現 状

高潮発生時の避難場所が指定されていない。

2 対 策

福岡市や周辺ビルと協議し、3階以上に避難誘導できるようにする。

第4 水防資器材について

1 現 状

(1) 木製止水板・防水シート・土嚢等を十分に保有している。

(2) 個人装備は、作業服のほか、ヘルメット・皮手袋・安全靴・懐中電灯等を整備している。

第2節 浸水防止施設設備

第1 止水板整備一覧表

福岡県公表の「福岡都市圏浸水想定区域図」に示す浸水水位(TP3. 73m)に対応するため、当地下街の階段、エレベーター、エスカレーター、南駐車場入・出車口、中央分離帯排煙・排気塔、エレベーターガラーなど計36箇所に止水板を設置している。

1 固定式止水板

番号	設置場所	型式	施設高(m)	止水板高(m)
1	東-5階段	シート式 (引上げ式)	3.61	0.30
2	東-6階段		3.44	0.35
3	西-6階段		3.43	0.35
4	東-7階段		3.31	0.50
5	西-7階段		3.30	0.50
6	東-8EV		2.95	0.85
7	西-8EV		3.05	0.75
8	東-8階段		3.10	0.70
9	西-8階段		3.10	0.70
10	西-9階段		3.05	0.75
11	東-10階段		2.95	0.85
12	西-10階段		3.05	0.75
13	東-11階段		2.95	0.85
14	西-11階段		3.05	0.75
15	東-12a階段		2.94	0.85
16	西-12a階段		3.05	0.75
17	東-12bES		3.00	0.80
18	西-12bES		2.99	0.80
19	東-8EVガラー	固定式 (スチール内張)	2.95	0.85
20	西-8EVガラー	3.03	0.75	
21	東-12c階段	手動起上式 (スチール製)	3.04	0.75
22	西-12c階段	3.04	0.75	
23	南駐車場入車口	スイング式 (観音内開き)	2.61	1.20
24	南駐車場出車口	2.61	1.20	
25	中央分離帯 排煙塔	固定式 (一部扉式)	3.53	0.30
26			3.44	0.40
27			3.39	0.40
28			3.39	0.40
29	3.38		0.40	
30	中央分離帯 排気塔		3.42	0.40
31			3.39	0.40
32			3.38	0.40
33			3.39	開口部 外部より封鎖
34			3.38	
35		3.39	0.40	
36	3.39	0.40		

2 可動式止水板

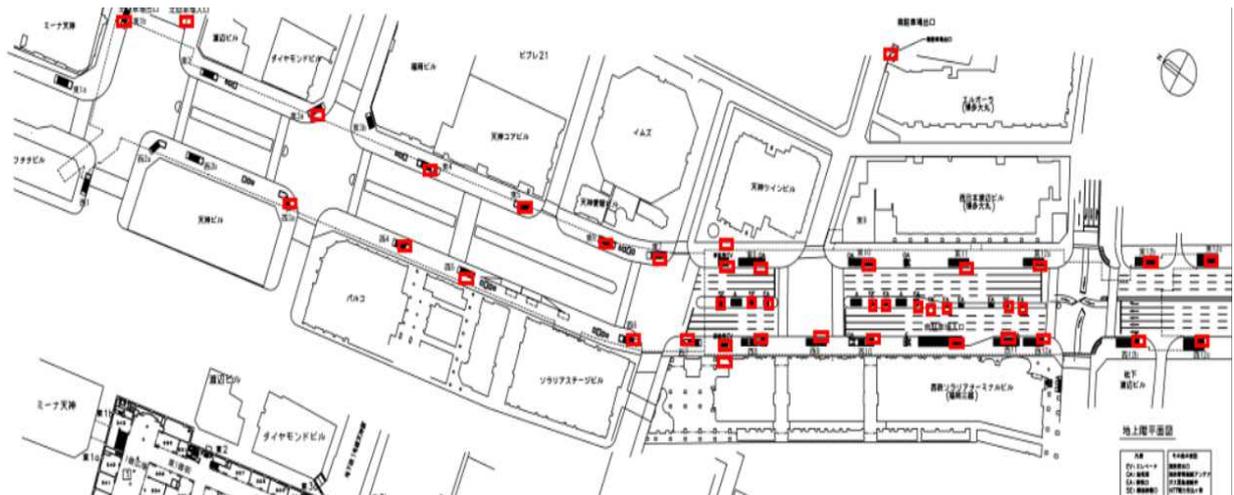
番号	設置場所	型式	施設高 (m)	止水板高 (m)
1	東-3a 階段	簡易型	4.32	0.54
2	東-4 階段	簡易型	4.20	0.54
3	西-3a 階段	簡易型	不明	0.54
4	西-4 階段	簡易型	4.06	0.54
5	西-5 階段	簡易型	3.74	0.54
6	北駐車場入庫口	木板型	不明	0.72
7	北駐車場出庫口	木板型	不明	0.72

天神地下街止水板設置箇所図

止水板は、1000年に一回程度起こりうる大雨を想定し、30cm～120cmの止水板を北駐車場入庫口、東3a及び西3a階段から南側の地上出入り口41箇所を設置しています。

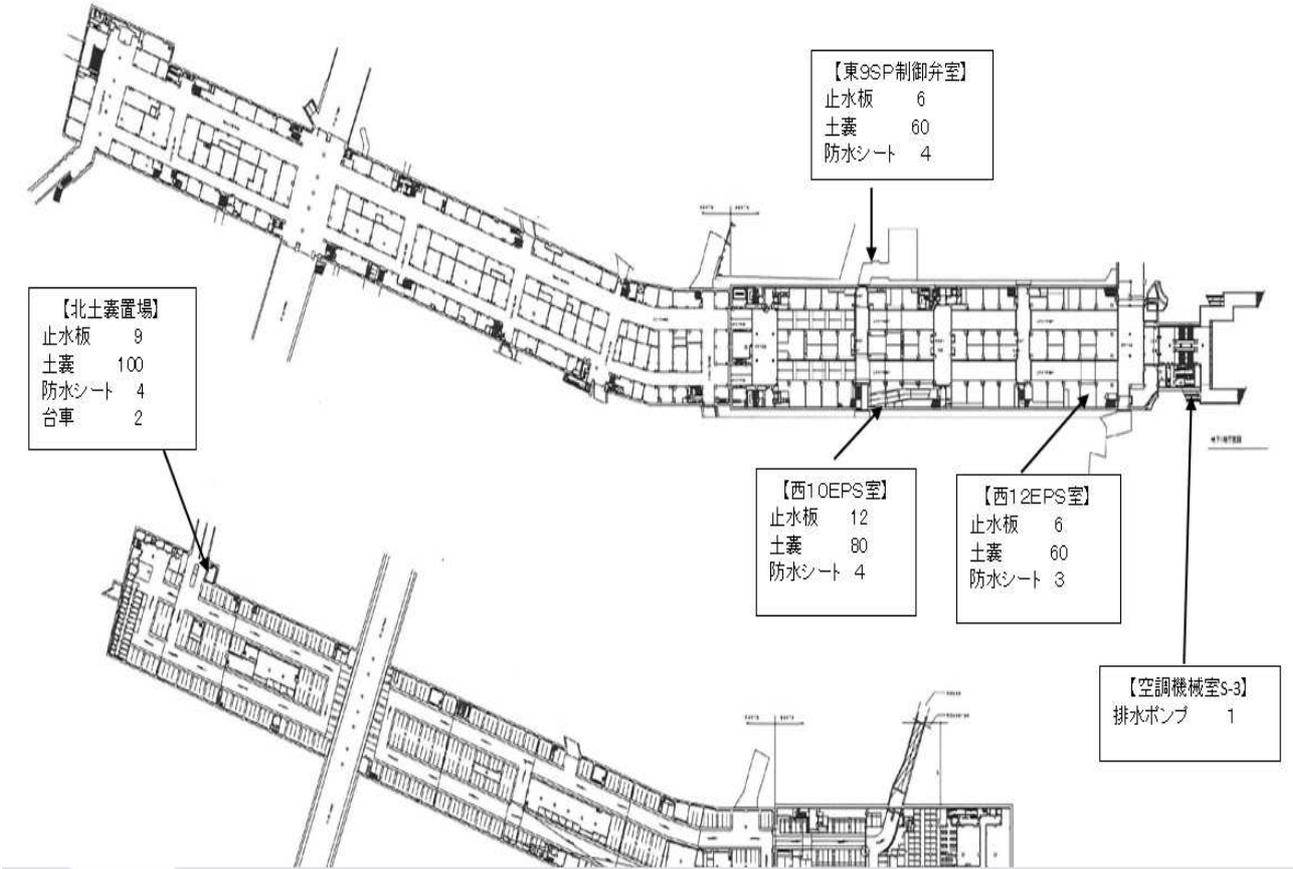
止水板設置箇所(地上)

凡例: 止水板の設置位置を表す



水防資器材設置一覧										2023/4/1
階	保管場所	使用箇所	資器材							
			簡易止水板	止水板(板)	土のう(袋)	防水シート(枚)	吸水マット(枚)	排水ポンプ(台)	台車(台)	
B1F	①東9SP制御弁室			6	60	4				
	②空調機械室(S-3) (西12トイレ階段上)								1	
	③西10ESP室			12	80	4				
	④西12ESP室			6	60	3				
B2F	⑤北土裏置場	北駐車場入庫口		3						
		北駐車場出庫口		3						
		ミーナ天神らせん階段								
		東1a								
		東1b								
		東2		3						
	⑥S5土裏置場	西1								
		西2a								
		西2b								
		東3a								
⑦中央貨物EV機械室	東3b									
	東4		6	200	5	160		3		
	西3a									
	西4									
	西5									
		東西3a								
		東西4	5セット		10				1	
		西5								
合計			5	39	410	16	160	1	4	

水防資器材配置場所



第3 浸水(漏水)センサーの設置

当地下街への浸水(漏水)が発生した場合、浸水(漏水)を自動的に感知するため、既設部に4箇所、新設部に8箇所、計12箇所に浸水センサーを設置している。

当該箇所で浸水(漏水)を感知した場合は、防災センターの中央監視CRTに表示される。

区分	階 別	場 所
既 設 部	B 1 F	NTT引込口(No303奥シャフト室)
	B 2 F	北駐車場入車・出車口
		北電気室
B 3 F	中央電気室	
新 設 部	中 2 F	東-12bエスカレーター上り口
		西-12bエスカレーター上り口
		電力引込口(特高電気室上)
	B 2 F	特高電気室
		南電気室
		発電機室
		南駐車場入車口
		南駐車場出車口

第4 湧水・雨水槽及び排水ポンプの設置

1 湧水・雨水槽の設置

湧水及び雨水を貯水する槽をB1Fに4層, B2Fに21槽, B3Fに2槽, 計18箇所
27槽設置, 最大貯水量は981m³である。

2 排水ポンプの設置

貯水した湧水・雨水を自動的に排水するため, 排水ポンプを各槽に1~2基,
計29基設置している。

既設部のポンプは, 一定量貯水(約1/3)した時に起動し, 通常は数日に1回
程度運転排水している。

新設部のポンプは, 少量の貯水で起動し, 通常は1日1回程度排水している。

湧・雨水槽容量・排水ポンプ能力					
湧水槽の場所		記号	槽数	容量(m ³)	ポンプ能力(m ³ /H)
既 設 部	B2F中	PD-1	2	94.2	45.0 × 2基 = 90.0
		PD-2	2	69.6	45.0 × 2 = 90.0
		PD-3	2	129.0	45.0 × 1 = 45.0
		PD-4	2	69.6	45.0 × 1 = 45.0
		PD-5	2	129.0	45.0 × 1 = 45.0
	B2F北	PD-6	2	53.6	45.0 × 1 = 45.0
		PD-7	2	97.1	45.0 × 1 = 45.0
		PD-8	2	166.6	45.0 × 1 = 45.0
	B3F	PD-9	2	122.8	60.0 × 2 = 120.0
	B2F中	PD-10	1	12.6	13.8 × 1 = 13.8
新 設 部	B2F南	PD-1S	1	0.6	4.5 × 2 = 9.0
	B1F南	PD-2S	1	0.6	4.5 × 2 = 9.0
	B2F南	PD-3S	1	0.6	4.5 × 2 = 9.0
	B1F南	PD-4S	1	0.6	4.5 × 2 = 9.0
	B2F南	PR-1S	1	7.5	15.0 × 2 = 30.0
	B1F南	PR-2S	1	13.0	15.0 × 2 = 30.0
	B2F南	PR-3S	1	4.0	6.0 × 2 = 12.0
	B1F南	PR-4S	1	10.0	4.5 × 2 = 9.0
計			27	981.0	29基 700.8

(注) PD : 湧水槽 PR : 雨水槽

浸水センサー設置箇所

浸水センサーは地下1階4か所、地下2階に8か所、地下3階に1か所の計13か所に設置しています。



湧水・雨水槽及び排水ポンプ設置箇所



第4章 防災教育及び訓練計画等

第1節 防災教育計画

「自らの命は、自らで守る」「自らの職場は自らで守る」ため、社員及び店舗従業員従業員が平素から備えるべきこと、関係機関と分担・協力して実施すべき災害対策、地下街における高齢者や身体不自由者などの要援護者への助け合い精神を重点とした防災教育等を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

【防災教育の内容】

- 1 避難計画の周知徹底
- 2 浸水防止上の遵守事項
- 3 水害等に関する事項の周知徹底
- 4 その他防災管理上必要な事項

防災教育・訓練実施スケジュール			
区 分	実施月	実施要領	備 考
防災管理業務に従事する者	5 月	関係法令及び防災管理に関する資料をもとに研究・講習会を行う。	
店舗従業員(図上訓練)	5 月	配付資料による図上訓練を行い、実地訓練への準備を行う。	
店舗従業員(実地訓練)	6 月	教育内容に基づき、実地における訓練を実施する。	
防災センター要員教育	上 記 及び 別計画	上記防災教育のほか 消防本部及び消防署が実施する、 防災センター要員講習を受講させる。	

第2節 防災訓練計画

第1 防災訓練の内容

- 1 地下街浸水対策を念頭に水防訓練、情報伝達訓練、避難・誘導訓練の各種訓練又は教養を行う。
- 2 店舗スタッフに対しては、店長会を活用して訓練に関する事前説明及び浸水対策に関する教養を行う。
- 3 実地訓練は、実際の災害を想定した訓練であり、事前に配布する資料により、水防訓練、情報伝達訓練、避難・誘導訓練の模擬演習を行う。

第 3 節 浸水時対応マニュアル

天神地下街浸水時避難計画「浸水時対応マニュアル」は、ホームページ等で一般に公表する。

附則

この計画は、従来の計画の一部を変更し、2023年4月1日から施行する。

改正経過

平成19年12月制定
平成31年1月11日改正
2023年3月23日改正